未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい福祉課	債権整理番号（3ケタ）	038	債権名	特別障がい者手当等返還金	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アーイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アーカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コース	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	3,361	2	3,359	469	0	471	2,890	14.0%	14.0%	1,629	834	0	834	795	51.2%	51.2%	26.1%	26.2%	3,685
平29実績	3,685	−1	3,686	317	0	316	3,369	8.6%	8.6%	3,184	1,619	0	1,619	1,565	50.8%	50.8%	28.2%	28.2%	4,934
平30当初目標	2,971	0	2,971	790	0	790	2,181	26.6%	26.6%	0	0	0	0	0	ー	ー	26.6%	26.6%	2,181
平30実績	4,934	−1,262	6,196	1,346	385	469	4,465	21.7%	9.5%	750	307	0	307	443	40.9%	40.9%	23.8%	13.7%	4,908
令元当初目標	2,181	0	2,181	708	0	708	1,473	32.5%	32.5%	0	0	0	0	0	ー	ー	32.5%	32.5%	1,473
令元努力目標	4,908	0	4,908	600	0	600	4,308	12.2%	12.2%	0	0	0	0	0	ー	ー	12.2%	12.2%	4,308
令2当初目標	4,308	0	4,308	600	0	600	3,708	13.9%	13.9%	0	0	0	0	0	ー	ー	13.9%	13.9%	3,708

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③ー C	③ー D	③ー E、F	③ー G	①	②ー A		②ー B	③ー H	回収債権 ①～⑨ 計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数						7			49	56								0	56
過年度	残高						562			3,903	4465								0	4465
現年度	件数	3									3								0	3
現年度	残高	443									443								0	443

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	42 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	59
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	4908

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、未収金マニュアルに基づいて徴収に努める。 ・債権管理は、債権管理簿を作成し、記録、管理の徹底を図るよう指導する。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図る。 ・分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用とともに、定期的に状況確認を行うことで徴収率の向上を目指す。	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、未収金マニュアルに基づいて徴収に努める。 ・債権管理は、債権管理簿を作成し、記録、管理の徹底を図るよう指導する。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図る。 ・分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用とともに、定期的に状況確認を行うことで徴収率の向上を目指す。
取組実績	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、疑問点が出たときは適宜質問に答え、未収金マニュアルに基づいて徴収に努めた。 ・債権管理簿の作成を徹底することで、債権管理の記録、管理が隅々までいきわたるよう指導した。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時だけでなく、毎回納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図った。 ・返還金の徴収率を向上するために、分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用するようにした。また、定期的に連絡をとり、状況確認を行うとともに、就職等により収入が発生すれば分納額の増額交渉を行い、徴収率の向上を目指した。	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、疑問点が出たときは適宜質問に答え、未収金マニュアルに基づいて徴収に努めた。 ・債権管理簿の作成を徹底することで、債権管理の記録、管理が隅々までいきわたるよう指導した。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時だけでなく、毎回納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図った。 ・返還金の徴収率を向上するために、分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用するようにした。また、定期的に連絡をとり、状況確認を行うとともに、就職等により収入が発生すれば分納額の増額交渉を行い、徴収率の向上を目指した。
課題	・文書による通知・催告を計画的に行い、電話、自宅訪問等による直接交渉も行って、未収金の徴収に努めることが重要だが、他業務もあるなか担当職員だけで定期的に面談を行うことがむずかしい。	・文書による通知・催告を計画的に行い、電話、自宅訪問等による直接交渉も行って、未収金の徴収に努めることが重要だが、他業務もあるなか担当職員だけで定期的に面談を行うことがむずかしい。
改善策	・交渉困難ケースについては、区担当者と連携を図りつつ、求めに応じて局担当者も現地に赴き、共同して業務を行い、未収額の縮減に努める。 ・区担当者から債権管理について意見集約等を行い、未収金マニュアルにフィードバックすることで、マニュアルのさらなる充実を図る。	・交渉困難ケースについては、区担当者と連携を図りつつ、求めに応じて局担当者も現地に赴き、共同して業務を行い、未収額の縮減に努める。 ・区担当者から債権管理について意見集約等を行い、未収金マニュアルにフィードバックすることで、マニュアルのさらなる充実を図る。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	各区担当者との連携をさらに強化することで、未収状況を的確に把握し、以って債務者に対する取組を強化する。さらに,マニュアルの改訂を図り、区担当者研修の充実を図る。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい福祉課	債権整理番号（3ケタ）	039	債権名	重症心身障がい者介護手当返還金	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	198		198	25	0	25	173	12.6%	12.6%	60	60	0	60	0	100.0%	100.0%	32.9%	32.9%	173
平29実績	173	1	172	49	30	80	93	28.5%	46.2%				0	0	―	―	28.5%	46.2%	93
平30当初目標	44	0	44	44	0	44	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	―	―	100.0%	100.0%	0
平30実績	93	0	93	4	0	4	89	4.3%	4.3%	0	0	0	0	0	―	―	4.3%	4.3%	89
令元当初目標			0			0	0	―	―				0	0	―	―	―	―	0
令元努力目標	89	0	89	39	0	39	50	43.8%	43.8%	0	0	0	0	0	―	―	43.8%	43.8%	50
令2当初目標	50	0	50	25	0	25	25	50.0%	50.0%	0	0	0	0	0	―	―	50.0%	50.0%	25

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数									2	2								0	2
	残高									89	89								0	89
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	89

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、未収金マニュアルに基づいて徴収に努める。 ・債権管理は、債権管理簿を作成し、記録、管理の徹底を図るよう指導する。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図る。 ・分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用とともに、定期的に状況確認を行うことで徴収率の向上を目指す。	－
取組実績	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、疑問点が出たときは適宜質問に答え、未収金マニュアルに基づいて徴収に努めた。 ・債権管理簿の作成を徹底することで、債権管理の記録、管理が隅々までいきわたるよう指導した。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時だけでなく、毎回納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図った。 ・返還金の徴収率を向上するために、分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用するようにした。また、定期的に連絡をとり、状況確認を行うとともに、就職等により収入が発生すれば分納額の増額交渉を行い、徴収率の向上を目指した。	－
課題	・文書による通知・催告を計画的に行い、電話、自宅訪問等による直接交渉も行って、未収金の徴収に努めることが重要だが、他業務もあるなか担当職員だけで定期的に面談を行うことがむずかしい。	－
改善策	・交渉困難ケースについては、区担当者と連携を図りつつ、求めに応じて局担当者も現地に赴き、共同して業務を行い、未収額の縮減に努める。 ・区担当者から債権管理について意見集約等を行い、未収金マニュアルにフィードバックすることで、マニュアルのさらなる充実を図る。	－

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	各区担当者との連携をさらに強化することで、未収状況を的確に把握し、以って債務者に対する取組を強化する。さらにマニュアルの改訂を図り、区担当者研修の充実を図る。	－

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい福祉課	債権整理番号（3ケタ）	041	債権名	外国人心身障がい者給付金返還金	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	1,933		1,933	144	0	144	1,789	7.4%	7.4%				0	0	―	―	7.4%	7.4%	1,789
平29実績	1,849	1	1,848	70	0	71	1,778	3.8%	3.8%	1,140	1,140		1,140	0	100.0%	100.0%	40.5%	40.5%	1,778
平30当初目標	1,742	0	1,742	144	0	144	1,598	8.3%	8.3%	0	0	0	0	0	―	―	8.3%	8.3%	1,598
平30実績	1,778	0	1,778	139	0	139	1,639	7.8%	7.8%	160	0	0	0	160	0.0%	0.0%	7.2%	7.2%	1,799
令元当初目標	1,598	0	1,598	114	0	114	1,484	7.1%	7.1%	0	0	0	0	0	―	―	7.1%	7.1%	1,484
令元努力目標	1,799	0	1,799	120	0	120	1,679	6.7%	6.7%	0	0	0	0	0	―	―	6.7%	6.7%	1,679
令2当初目標	1,679	0	1,679	120	0	120	1,559	7.1%	7.1%	0	0	0	0	0	―	―	7.1%	7.1%	1,559

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③ーC	③ーD	③ーE、F	③ーG	①	②ーA		②ーB	③ーH	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数							2		2	4								0	4
	残高							810		829	1639								0	1639
現年度	件数	1									1								0	1
	残高	160									160								0	160

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	5 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	5
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1799

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、未収金マニュアルに基づいて徴収に努める。 ・債権管理は、債権管理簿を作成し、記録、管理の徹底を図るよう指導する。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図る。 ・分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用とともに、定期的に状況確認を行うことで徴収率の向上を目指す。	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、未収金マニュアルに基づいて徴収に努める。 ・債権管理は、債権管理簿を作成し、記録、管理の徹底を図るよう指導する。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図る。 ・分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用とともに、定期的に状況確認を行うことで徴収率の向上を目指す。
取組実績	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、疑問点が出たときは適宜質問に答え、未収金マニュアルに基づいて徴収に努めた。 ・債権管理簿の作成を徹底することで、債権管理の記録、管理が隅々までいきわたるよう指導した。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時だけでなく、毎回納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図った。 ・返還金の徴収率を向上するために、分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用するようにした。また、定期的に連絡をとり、状況確認を行うとともに、就職等により収入が発生すれば分納額の増額交渉を行い、徴収率の向上を目指した。	・区未収金事務研修を実施し、担当者の理解を深め、疑問点が出たときは適宜質問に答え、未収金マニュアルに基づいて徴収に努めた。 ・債権管理簿の作成を徹底することで、債権管理の記録、管理が隅々までいきわたるよう指導した。 ・年度当初の繰越調定分の納付書送付時だけでなく、毎回納付書送付時の事務通知に、返還金対応の留意点等を記載することで、区担当者への周知徹底を図った。 ・返還金の徴収率を向上するために、分納の申し出に対しては、安易に認めることなく、世帯の収入状況を勘案し、慎重に交渉を行った上で適用するようにした。また、定期的に連絡をとり、状況確認を行うとともに、就職等により収入が発生すれば分納額の増額交渉を行い、徴収率の向上を目指した。
課題	・文書による通知・催告を計画的に行い、電話、自宅訪問等による直接交渉も行って、未収金の徴収に努めることが重要だが、他業務もあるなか担当職員だけで定期的に面談を行うことがむずかしい。	・文書による通知・催告を計画的に行い、電話、自宅訪問等による直接交渉も行って、未収金の徴収に努めることが重要だが、他業務もあるなか担当職員だけで定期的に面談を行うことがむずかしい。
改善策	・交渉困難ケースについては、区担当者と連携を図りつつ、求めに応じて局担当者も現地に赴き、共同して業務を行い、未収額の縮減に努める。 ・区担当者から債権管理について意見集約等を行い、未収金マニュアルにフィードバックすることで、マニュアルのさらなる充実を図る。	・交渉困難ケースについては、区担当者と連携を図りつつ、求めに応じて局担当者も現地に赴き、共同して業務を行い、未収額の縮減に努める。 ・区担当者から債権管理について意見集約等を行い、未収金マニュアルにフィードバックすることで、マニュアルのさらなる充実を図る。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	各区担当者との連携をさらに強化することで、未収状況を的確に把握し、以って債務者に対する取組を強化する。　　さらに、マニュアルの改訂を図り、区担当者研修の充実を図る。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい福祉課　推進グループ	債権整理番号（3ケタ）	053	債権名	心身障がい者扶養共済納付金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	15,610	35	15,575	73	0	108	15,502	0.5%	0.7%	36,331	36,318	0	36,318	13	100.0%	100.0%	70.1%	70.1%	15,515
平29実績	15,515	0	15,515	32	10,702	10,734	4,781	0.2%	69.2%	31,682	31,615	0	31,615	67	99.8%	99.8%	67.1%	89.7%	4,848
平30当初目標	673	0	673	0	483	483	190	0.0%	71.8%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	71.8%	190
平30実績	4,848	0	4,848	67	0	67	4,781	1.4%	1.4%	0	0	0	0	0	－	－	1.4%	1.4%	4,781
令元当初目標	190	0	190	0	190	190	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	100.0%	0
令元努力目標	4,781		4,781	144	1,900	2,044	2,737	3.0%	42.8%				0	0	－	－	3.0%	42.8%	2,737
令2当初目標	2,737		2,737	102	0	102	2,635	3.7%	3.7%				0	0	－	－	3.7%	3.7%	2,635

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		4								4		19					61	80	84
	残高		165								165		682					3,934	4,616	4,781
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	26 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	84
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	4,781

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・文書催告・電話交渉・自宅訪問等にて、直接交渉を行うことにより債務者の理解を得ることに努める。	・納付状況については納付金歳入一覧表を活用し適宜把握する。 ・納付書による納付者については、口座振替による納付方法への変更を積極的に勧める。 ・一時的に納付が困難な場合には、納付約束や分納誓約などにより対応する。 ・滞納が発生した場合には督促状により納付勧奨を行ない、納付に応じないものに対しては催告し、交渉状況により脱退勧奨を行なうが、3月滞納の場合は脱退手続きを執る。 ・期限内納付に応じない場合は、延滞損害金を条例・減免要綱等の規定に基づき請求し、早期納付を促す。 ・電話催告だけでなく、自宅訪問をし、交渉を行なう。 ・納付が遅れがちな者に対しては、扶養共済事業の減額基準に該当するか否か精査を行い、該当する場合は減額基準を適用して、納付の負担軽減を図り、もって遅延なきよう指導を行う。
取組実績	・債務者の住所地が不明分は戸籍謄本請求を行った。（死亡・居所不明状況等の確認） ・連絡先が判明しているものについては再度全件督促文書を送付し、時効の主張された者については援用の処理を行った。 ・69名（374件）から時効の援用による時効の確定、1名の納付に至ったところである。	・納付書による納付者については、納付書送付時の封入ビラなどで、口座振替による納付方法への変更を積極的に勧めている。 ・一時的に納付が困難な場合には、納付約束や分納誓約などにより対応することとしているが、現在、該当案件はない。 ・滞納が発生した場合には督促状により納付勧奨を行ない、納付に応じないものに対しては催告し、交渉状況により脱退勧奨を行なっているが、3月滞納の場合の脱退については発生していない。 ・督促状等送付時に、期限内納付に応じない場合、延滞損害金を条例・減免要綱等の規定に基づき請求する旨教示しているが、延滞損害金が発生する案件は発生していない。 ・電話催告だけでなく、自宅訪問をし、交渉を行なうこととしているが、電話催告により、納付が行われているため、自宅訪問は行っていない。 ・納付が遅れがちな者に対しては、扶養共済事業の減額基準に該当するか否か精査を行い、該当する場合は減額申請の勧奨を行い、提出させ、減額基準を適用して、納付の負担軽減を図り、もって遅延なきよう指導を行うこととしているが、現在該当案件はない。 ・督促・納付鑑賞により29年度未収金66,040円を徴収。
課題	・現在の債務者の殆どが時効を迎えている状況である。 ・市外居住者が催告書送付での対応しか出来ず接触が図れない。	—
改善策	・文書による催告、電話、自宅訪問等による直接交渉時に債権に対する理解を深めるようさらに努めるとともに現在の債務者の生活状況の把握等に努めていく。	・今後も文書催告・電話交渉・自宅訪問等にて、直接交渉を行うことにより債務者の理解を得ることに努める。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	これまでの取り組みを継続する	これまでの取り組みを継続する

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい福祉課　推進グループ	債権整理番号（3ケタ）	054	債権名	心身障がい者扶養共済過払い金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア＝前年度のテ	イ	ウ＝アｰイ	エ	オ	カ＝イ＋エ＋オ	キ＝アｰカ	ク＝エ÷ウ	ケ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス＝サ＋シ	セ＝コｰス	ソ＝サ÷コ	タ＝ス÷コ	チ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ＝キ＋セ
平28実績	380	0	380	0	0	0	380	0.0%	0.0%	140	60	0	60	80	42.9%	42.9%	11.5%	11.5%	460
平29実績	460	80	380	0	160	240	220	0.0%	52.2%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	52.2%	220
平30当初目標	80	0	80	0	80	80	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	100.0%	0
平30実績	220	−100	320	0	0	−100	320	0.0%	−45.5%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	−45.5%	320
令元当初目標	0		0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	320		320	220	0	220	100	68.8%	68.8%				0	0	－	－	68.8%	68.8%	100
令2当初目標	100		100	0	0	0	100	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	100

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0	3	1					1	5	5
	残高										0	220	20					80	320	320
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	4 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	5
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	320

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・文書催告・電話交渉・自宅訪問等にて、直接交渉を行うことにより債務者の理解を得ることに努める。	
取組実績	・債務者の住所地が不明分は戸籍謄本請求を行った。（死亡・居所不明状況等の確認） ・連絡先が判明しているものについては再度全件督促文書を送付し、時効の主張された者については援用の処理を行った。 ・1名から時効の援用による時効の確定に至ったところである。	
課題	・現在の債務者の殆どが時効を迎えている状況である。 ・市外居住者が催告書送付での対応しか出来ず接触が図れない。	
改善策	・文書による催告、電話、自宅訪問等による直接交渉時に債権に対する理解を深めるようさらに努めるとともに現在の債務者の生活状況の把握等に努めていく。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	これまでの取り組みを継続する	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい福祉課　推進グループ	債権整理番号（3ケタ）	055	債権名	心身障がい者扶養共済遅延損害金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア＝前年度のテ	イ	ウ＝アｰイ	エ	オ	カ＝イ＋エ＋オ	キ＝アｰカ	ク＝エ÷ウ	ケ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス＝サ＋シ	セ＝コｰス	ソ＝サ÷コ	タ＝ス÷コ	チ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ＝キ＋セ
平28実績	9	0	9	0	0	0	9	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	9
平29実績	9	0	9	0	0	0	9	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	9
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
平30実績	9	0	9	0	0	0	9	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	9
令元当初目標	0		0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	9		9	9	0	9	0	100.0%	100.0%				0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0		0	0	0	0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		2								2								0	2
	残高		9								9								0	9
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	9

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・文書による通知・催告を計画的に行う。また、電話、自宅訪問等により直接交渉を行うことにより債務者の理解を得ることに努める。	
取組実績	・文書による通知・催告を計画的に行った。	
課題	・接触できず納付に至らなかった。	
改善策	・今後も文書催告・電話交渉・自宅訪問等により、直接交渉を行うことにより債務者の理解を得ることに努める。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	これまでの取り組みを継続する	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい支援課	債権整理番号（3ケタ）	040	債権名	障がい児給付費返還金	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	68,482		68,482	1,600		1,600	66,882	2.3%	2.3%	0	0	0	0	0	－	－	2.3%	2.3%	66,882
平29実績	66,882		66,882	1,350		1,350	65,532	2.0%	2.0%	4,849	900		900	3,949	18.6%	18.6%	3.1%	3.1%	69,481
平30当初目標	3,950		3,950	3,950		3,950	0	100.0%	100.0%	4,850	4,850	0	4,850	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
平30実績	69,481		69,481	500		500	68,981	0.7%	0.7%	0	0	0	0	0	－	－	0.7%	0.7%	68,981
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	4,850	4,850	0	4,850	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令元努力目標	68,981		68,981	360	0	360	68,621	0.5%	0.5%	0	0	0	0	0	－	－	0.5%	0.5%	68,621
令2当初目標	68,621		68,621	360		360	68,261	0.5%	0.5%	0	0	0	0	0	－	－	0.5%	0.5%	68,261

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数						1				1				1				1	2
	残高						3,449				3,449				65,532				65,532	68,981
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	68,981

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分割納付を行っている債務者については、四半期ごと等、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 　破産手続き中の債務者については、随時、破産管財人及び債務者の代理人弁護士に連絡し、状況確認に努める。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。
取組実績	（破産免責決定を受けている債務者　1件について） 平成27年7月1日　法人が破産手続きを開始 平成28年7月1日　廃止決定（配当金の交付） （分割納付を行っている債務者　1件について） 分納誓約に基づき分割納付が履行されている。	－
課題	破産決定を受けている債権については、法人及び連帯保証人（代表個人）が共に破産している。連帯保証人の債権の不納欠損処理について整理が必要。	－
改善策	債権回収のアドバイザーに連帯保証人に対する債権回収について意見を伺い、適切に対応していく。	－

5．令和元年度の取組内容　（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	破産決定を受けている債権については、連帯保証人に対する債権回収等の今後の処理について、債権管理アドバイザーの意見を伺うなど法的リスクの検証を行う。 　また、分納誓約により分割納付を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい支援課	債権整理番号（3ケタ）	042	債権名	障がい福祉サービス費の不正請求に伴う損害賠償請求	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	108,991		108,991	274		274	108,717	0.3%	0.3%				0	0	－	－	0.3%	0.3%	108,717
平29実績	108,717	1	108,716	0		1	108,716	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	108,716
平30当初目標	108,717	0	108,717	5,000	0	5,000	103,717	4.6%	4.6%				0	0	－	－	4.6%	4.6%	103,717
平30実績	108,716	0	108,716	300		300	108,416	0.3%	0.3%				0	0	－	－	0.3%	0.3%	108,416
令元当初目標	103,717	0	103,717	5,000	0	5,000	98,717	4.8%	4.8%				0	0	－	－	4.8%	4.8%	98,717
令元努力目標	108,416	0	108,416	0	0	0	108,416	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	108,416
令2当初目標	108,416	0	108,416	0	0	0	108,416	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	108,416

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数			1						1	2								0	2
過年度	残高			39,495						68,921	108,416								0	108,416
現年度	件数										0								0	0
現年度	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	108,416

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分割納付を行っている債務者については、四半期ごと等、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 　破産手続き中の債務者については、随時、本人や破産管財人等に連絡し、状況確認に努める。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。
取組実績	（分割納付を行っていた債務者　1件について） ・平成30年度に入り、本人から再度分割納付の申出があり、一部納付された。 ・平成30年7月23日に本件詐欺容疑で逮捕、その後起訴され有罪判決（実刑）となり現在は服役中。 （行方不明で所在調査中の債務者　1件について） ・本人宅に訪問し家族（妻）と接触し聞き取りを行ったが、本人は行方不明で会うことはできなかった。 ・平成30年12月　催告書送付	－
課題	債務者1件については、現在服役中であるが定期的に状況確認を行う必要がある。 もう1件の債務者は、所在不明状態が続いており現時点では回収が困難な状況になっている。引き続き所在や財産調査を行うが、令和2年7月1日に時効を迎えるため、債権放棄について検討を行う。	－
改善策	－	－

5．令和元年度の取組内容　（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	引き続き行方不明となっている債務者の所在確認を行うとともに、財産調査を行う。 また、服役中の債務者については定期的に状況把握に努める。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい支援課	債権整理番号（3ケタ）	044	債権名	移動支援費返還金（居宅介護支援費返還金）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	17,577		17,577	1,569	0	1,569	16,008	8.9%	8.9%	9,197	2,151	0	2,151	7,046	23.4%	23.4%	13.9%	13.9%	23,054
平29実績	23,054		23,054	1,645		1,645	21,409	7.1%	7.1%	0	0	0	0	0	－	－	7.1%	7.1%	21,409
平30当初目標	14,563	0	14,563	3,911	0	3,911	10,652	26.9%	26.9%	6,448	6,448	0	6,448	0	100.0%	100.0%	49.3%	49.3%	10,652
平30実績	21,409		21,409	55		55	21,354	0.3%	0.3%	0	0	0	0	0	－	－	0.3%	0.3%	21,354
令元当初目標	10,652	0	10,652	2,910	0	2,910	7,742	27.3%	27.3%	6,448	6,448	0	6,448	0	100.0%	100.0%	54.7%	54.7%	7,742
令元努力目標	21,354		21,354	1,860		1,860	19,494	8.7%	8.7%	0	0	0	0	0	－	－	8.7%	8.7%	19,494
令2当初目標	19,494		19,494	2,220		2,220	17,274	11.4%	11.4%				0	0	－	－	11.4%	11.4%	17,274

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		2				1			1	4								0	4
	残高		7,046				585			13,723	21,354								0	21,354
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	4 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	4
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	21,354

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 　返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。
取組実績	（分割納付を行っている債務者　1件について） 分納誓約に基づき分割納付が履行されている。 （分割納付の履行が滞っている債権　1件） 債務者と納付交渉を行ったが、債務者の経営不振により分割納付の履行されなかった。 （納付交渉中の債権　2件について） ・2件の内1件は関係課と連携し納付交渉を行ったが、経営不振のため納付に至らなかった。 ・残る1件については、債務者と連絡がとれない状態になっている。	－
課題	納付に至っていない債権について、早期に回収できるよう債務者と協議を続ける必要がある。	－
改善策	債権回収手法について、債権回収アドバイザーにも相談し、今後の対策を検討する。	－

5．令和元年度の取組内容　（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 　返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい支援課	債権整理番号（3ケタ）	045	債権名	居宅介護給付費返還金（居宅生活支援費返還金）	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	55,970		55,970	8,265	0	8,265	47,705	14.8%	14.8%	29,217	2,636	0	2,636	26,581	9.0%	9.0%	12.8%	12.8%	74,286
平29実績	74,286		74,286	4,787		4,787	69,499	6.4%	6.4%	1,142	1,142		1,142	0	100.0%	100.0%	7.9%	7.9%	69,499
平30当初目標	60,985	0	60,985	18,741	0	18,741	42,244	30.7%	30.7%	14,658	14,658	0	14,658	0	100.0%	100.0%	44.2%	44.2%	42,244
平30実績	69,499		69,499	2,032		2,032	67,467	2.9%	2.9%	394	394	0	394	0	100.0%	100.0%	3.5%	3.5%	67,467
令元当初目標	42,244	0	42,244	17,818	0	17,818	24,426	42.2%	42.2%	14,658	14,658	0	14,658	0	100.0%	100.0%	57.1%	57.1%	24,426
令元努力目標	67,467		67,467	2,614		2,614	64,853	3.9%	3.9%	0	0	0	0	0	―	―	3.9%	3.9%	64,853
令2当初目標	64,853		64,853	2,208		2,208	62,645	3.4%	3.4%	0	0	0	0	0	―	―	3.4%	3.4%	62,645

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権								
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		1	4			4			2	11				1				1	12
	残高		4,238	25,395			13,179			21,296	64,108				3,359				3,359	67,467
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	12 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	12
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	67,467

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。
取組実績	（納付交渉中の債権　1件について） 関係課と連携し納付交渉を行ったが、経営不振のため納付に至らなかった。 （所在調査中の債権　4件について） 債務者と連絡がとれず所在調査中 （分割納付中の債権　4件について） 分納誓約に基づき分割納付が履行されている。 （納付交渉中の債権　2件について） 1件については、一部納付されたものの、台風等の影響により自身の海運業に大きな影響が出たため、分割納付が困難となり支払いが滞った。 もう1件については、債務者の経済状況が悪化し、納付が滞っている状態である。 （破産免責決定を受けている債務者　1件について） 平成27年7月1日　法人が破産手続きを開始 平成28年7月1日　廃止決定（配当金の交付）	－
課題	・納付に至っていない債権について、早期に回収できるよう債務者と協議を続ける必要がある。 ・破産決定を受けている債権については、法人及び連帯保証人（代表個人）が共に破産している。連帯保証人の債権の不納欠損処理について整理が必要。	－
改善策	債権回収手法について、債権回収アドバイザーにも相談し、今後の対策を検討する。	－

5．令和元年度の取組内容　（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい支援課	債権整理番号（3ケタ）	046	債権名	訓練等給付費返還金	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	5,992		5,992	0	0	0	5,992	0.0%	0.0%	41,971	22	0	22	41,949	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	47,941
平29実績	47,941		47,941	8,207		8,207	39,734	17.1%	17.1%	29,919	567		567	29,352	1.9%	1.9%	11.3%	11.3%	69,086
平30当初目標	32,559	0	32,559	26,567	0	26,567	5,992	81.6%	81.6%	19,751	19,751	0	19,751	0	100.0%	100.0%	88.5%	88.5%	5,992
平30実績	69,086		69,086	1,028		1,028	68,058	1.5%	1.5%	33,171	2,501		2,501	30,670	7.5%	7.5%	3.5%	3.5%	98,728
令元当初目標	5,992	0	5,992	0	0	0	5,992	0.0%	0.0%	19,751	19,751	0	19,751	0	100.0%	100.0%	76.7%	76.7%	5,992
令元努力目標	98,728		98,728	3,366	4,580	7,946	90,782	3.4%	8.0%	0	0	0	0	0	―	―	3.4%	8.0%	90,782
令2当初目標	90,782		90,782	3,888		3,888	86,894	4.3%	4.3%	0	0	0	0	0	―	―	4.3%	4.3%	86,894

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数			1			1	1		2	5			1	2				3	8
	残高			5,992			463	23,780		33,243	63,478			25	4,555				4,580	68,058
現年度	件数		3				1				4			2					2	6
	残高		15,073				4,154				19,227			11,443					11,443	30,670

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	14 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	14
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	98,728

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。
取組実績	（所在調査中の債権　1件について） 債務者と連絡がとれず所在調査中 （分割納付中の債権　2件について） 分納誓約に基づき分割納付が履行されている。 （分割納付が滞っている債権　2件について） 分割納付が滞っているため、債務者と交渉を行っているが再開されていない。 （破産手続き中の債権　1件及び破産決定を受けた債権　2件について） 1件は破産管財人により破産手続き中、2件については破産決定の通知が届いた。	（納付交渉中の債権　3件） 債務者と納付交渉を行ったが、現時点では交渉に応じていない状況 （分割納付中の債権　1件について） 分納誓約に基づき分割納付が履行されている。 （破産手続き中の債権　2件について） 破産管財人により破産手続き中
課題	・納付に至っていない債権について、早期に回収できるよう債務者と協議を続ける必要がある。 ・破産決定を受けている債権については、不納欠損処理について整理が必要。	・納付に至っていない債権について、早期に回収できるよう債務者と協議を続ける必要がある。 ・破産手続き中の債権については、動向を注視するとともに、今後の処理について検討が必要。
改善策	債権回収手法について、債権回収アドバイザーにも相談し、今後の対策を検討する。	債権回収手法について、債権回収アドバイザーにも相談し、今後の対策を検討する。

5．令和元年度の取組内容　（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	新たに債権が発生した場合は、早期徴収に努められるよう債務者に積極的に働きかけていき、滞納が発生しないよう対応していく。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい者施策部障がい支援課	債権整理番号（3ケタ）	049	債権名	障がい児施設徴収金	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝(エ＋サ)÷(ウ＋コ)	ツ ＝(カ＋ス)÷(ア＋コ)	テ ＝キ＋セ
平28実績	27,300	91	27,209	5,191	3,496	8,778	18,522	19.1%	32.2%	10,239	6,713	0	6,713	3,526	65.6%	65.6%	31.8%	41.3%	22,048
平29実績	22,048	672	21,376	3,405	1,797	5,874	16,174	15.9%	26.6%	11,533	8,480		8,480	3,053	73.5%	73.5%	36.1%	42.7%	19,227
平30当初目標	21,373	0	21,373	3,633	0	3,633	17,740	17.0%	17.0%	7,896	5,219	0	5,219	2,677	66.1%	66.1%	30.2%	30.2%	20,417
平30実績	19,227	217	19,010	1,871	433	2,521	16,706	9.8%	13.1%	6,724	4,358	0	4,358	2,366	64.8%	64.8%	24.2%	26.5%	19,072
令元当初目標	20,417	0	20,417	3,471	0	3,471	16,946	17.0%	17.0%	7,896	5,219	0	5,219	2,677	66.1%	66.1%	30.7%	30.7%	19,623
令元努力目標	19,072	0	19,072	2,289	2,289	4,578	14,494	12.0%	24.0%	9,499	6,459	0	6,459	3,040	68.0%	68.0%	30.6%	38.6%	17,534
令2当初目標	17,534	0	17,534	2,104	2,104	4,208	13,326	12.0%	24.0%	9,108	6,193	0	6,193	2,915	68.0%	68.0%	31.1%	39.0%	16,241

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	122	36	48	0	0	258	0	0	128	592	0	0	0	0	0	16	0	16	608
	残高	1,938	3,634	1,201	0	0	7,973	0	0	1,888	16,634	0	0	0	0	0	72	0	72	16,706
現年度	件数	0	183	0	0	0	0	0	0	0	183	0	0	0	0	0	0	0	0	183
	残高	0	2,366	0	0	0	0	0	0	0	2,366	0	0	0	0	0	0	0	0	2,366

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	98 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	791
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	19,072

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・債務不履行となっているものについて、速やかに財産調査へと移行し、財産の有無等を確認したうえで、交渉に応じない者等に対して滞納処分に向けた取り組みを行う。 ・債務承認書等の徴取により、時効完成に至らないよう債権の保全に引き続き努める。 ・債務者との交渉の状況を各区より毎月報告してもらうこととし、引き続き、区担当者の意識向上及び進捗管理の適正化を図る。	・口座振替利用を進めるため、措置決定時における扶養義務者（＝徴収金納入義務者）に対する制度説明等を的確に行えるよう、こども相談センターの担当者と連携を図ることにより、引き続き口座振替を勧奨していく。 ・債務者との交渉の状況を各区より毎月報告してもらうこととし、引き続き、区担当者の意識向上及び進捗管理の適正化を図る。
取組実績	・債務者との交渉の状況を各区より毎月報告を求め、区担当者の意識向上及び進捗管理の適正化を図った。 ・滞納者の抽出を行い、各区に滞納者の未収債権管理簿等を提出してもらい、催告等を行った。	・7月11日に各区徴収金事務担当者あて研修会を開催し、徴収金事務に係る研修にあわせて、口座振替の一層の推進についての説明を行った。 ・債務者との交渉状況について各区担当者から毎月報告してもらうとともに、こども相談センターと各区での債務者の適正な引継ができているかについても各区より毎月報告してもらうこととし、区担当者の意識向上及び進捗管理の適正化を図った。
課題	・各区において分納誓約徴取後、あるいは分納誓約が徴取できずに納付が滞るなど債務不履行となった債権についてのフォローが不十分であった。	・口座振替の取扱いを推進してきたが、平成30年度の口座振替利用者は昨年度より少ない7名となっており、口座振替の利用を更に積極的に進める必要がある。
改善策	・債務者との交渉の状況を各区より毎月報告してもらうことにより、さらなる局と区との連携を行うとともに、財産の有無の確認や、差押えが可能な場合には差押えの実施を行う。	・措置決定時の口座振替勧奨を徹底できるよう、引き続き、こども相談センターとの連携を図る。さらに、こども相談センターの新任担当者に徴収事務に係る基礎知識を持ってもらうため、区新任研修説明会への出席や資料の提供に努める。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・債務不履行となっているものについて、速やかに財産調査へと移行し、財産の有無等を確認したうえで、交渉に応じない者等に対して滞納処分に向けた取り組みを行う。 ・債務承認書等の徴取により、時効完成に至らないよう債権の保全に引き続き努める。 ・債務者との交渉の状況を各区より毎月報告してもらうこととし、引き続き、区担当者の意識向上及び進捗管理の適正化を図る。	・口座振替利用を進めるため、措置決定時における扶養義務者（＝徴収金納入義務者）に対する制度説明等を的確に行えるよう、こども相談センターの担当者と連携を図ることにより、引き続き口座振替を勧奨していく。 ・債務者との交渉の状況を各区より毎月報告してもらうこととし、引き続き、区担当者の意識向上及び進捗管理の適正化を図る。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい支援課	債権整理番号（3ケタ）	050	債権名	身体障がい者福祉電話超過使用料	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	4,094	0	4,094	0	0	0	4,094	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	4,094
平29実績	4,094		4,094	92	0	92	4,002	2.2%	2.2%	0	0	0	0	0	－	－	2.2%	2.2%	4,002
平30当初目標	4,002	0	4,002	0	0	0	4,002	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	4,002
平30実績	4,002	0	4,002	0	3,671	3,671	331	0.0%	91.7%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	91.7%	331
令元当初目標	4,002	0	4,002	0	0	0	4,002	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	4,002
令元努力目標	331	0	331	0	331	331	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0		2					1	3	3
過年度	残高										0		291					40	331	331
現年度	件数										0								0	0
現年度	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	3 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	3
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	331

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	①徴収停止中の89件について、不納欠損処理を行う。 ②債権者死亡の2件について、相続人調査を完了させ、相続人との交渉をすすめる。 ③居所が判明している債権者1件について、交渉をすすめる。	－
取組実績	①徴収停止中の89件について、債権放棄により債権を消滅させ、不納欠損の処理を行った。（H31.2.22市会可決14件、H31.3.12市長専決75件） ②債権者死亡のうち1件について、居所が判明した相続人との交渉を行い、そのうち相続人の一部から時効援用の意思を確認（口頭）した。 ③債権者死亡のうち1件について、相続人の不存在を確認したため、債権放棄による不納欠損処理を行うべく、債権回収アドバイザーへの相談を経て、法的リスクの審査を依頼（審査中）した。	－
課題	①居所が判明している債務者1件について、この間長期にわたり、債権者への連絡を取っておらず、交渉に向けたアクションを実行できていないこと。 ②債権者死亡のうち1件について、居所が判明した相続人の一部からは時効援用の意思を確認（口頭）し、意思確認できない相続人（同位）が存在する状況であるが、この状況から債権放棄による不納欠損処理を行う場合の法的リスクについて、確認する必要があること。 ③相続人の不存在を確認した1件について、法的リスク審査の結果をふまえた適切な債権処理について検討する必要があること。	－
改善策	①居所が判明している債務者1件について、交渉に向けたアクション（居宅訪問等）を始め、交渉のための本人との接触に努める。 ②債権者死亡のうち相続人の一部からは時効援用の意思を確認（口頭）している1件について、債権放棄による不納欠損処理を行う場合の法的リスクに係る審査を依頼し、その結果をふまえた適切な処理について検討する。 ③相続人の不存在を確認した1件について、債権放棄による不納欠損処理に係る法的リスク審査の結果をふまえた適切な債権処理を検討する。	－

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	①居所が判明している債権者1件について、聴覚障がい者であるとの情報を得ているため、筆談用の説明資料を準備したうえで、令和元年7月9日に居宅（当時に得た情報）を訪問する。居宅には表札が出ていないため、本人が居住しているか否かは不明であるが、インターホン（カメラ付）を押すも、住人の応答なし。自宅ドアポケットに訪問した旨をメモした名刺を投入。（住居並びに周囲の状況から空き家ではないことは確認できた。） 訪問後、令和元年7月12日には本人の居住を確認する意図もあり、配達記録郵便にて面会の都合を問い合わせる郵便を発送するが、返信なし。（配達記録の到着が確認できたため、本人が居住していることは確認できた。）近日中に交渉のため再度居宅を訪問予定。 ②債権者死亡のうち相続人の一部からは時効援用の意思を確認（口頭）している1件について、令和元年7月25日に弁護士相談を行い、債権放棄による不納欠損処理を行うことについて特段の法的リスクは見込まれないことが確認できたため、近日中に法的リスク審査を依頼する予定。 ③相続人の不存在を確認した1件について、法的リスク審査の結果、債権放棄による不納欠損処理に特段のリスクがないことが確認できたため、令和元年7月11日に債権放棄のための決裁（市長専決による承認）を起案し、現在回付中。 ④平成31年3月12日市長専決による債権放棄の承認を得た75件について、令和元年9月市会にて専決処分報告を行う予定。	－

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい支援課	債権整理番号（3ケタ）	051	債権名	補装具返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	－

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	747		747			0	747	0.0%	0.0%				0.0%	0.0%	－	－	0.0%	0.0%	747
平29実績	747		747			0	747	0.0%	0.0%				0.0%	0.0%	－	－	0.0%	0.0%	747
平30当初目標	747		747			0	747	0.0%	0.0%				0.0%	0.0%	－	－	0.0%	0.0%	747
平30実績	747		747			0	747	0.0%	0.0%				0.0%	0.0%	－	－	0.0%	0.0%	747
令元当初目標	747		747			0	747	0.0%	0.0%				0.0%	0.0%	－	－	0.0%	0.0%	747
令元努力目標	747		747		747	747	0	0.0%	100.0%				0.0%	0.0%	－	－	0.0%	100.0%	0
令2当初目標	0		0			0	0	－	－				0.0%	0.0%	－	－	－	－	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数										0		1						1	1
	残高										0		747						747	747
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	747

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・債権者の現況について調査する。 ・債権の取扱いについて、この間の経過や債権者の現況等をふまえ、債権回収アドバイザー等に相談のうえ検討をすすめる。	－
取組実績	債権者である有限会社の現況について調査したところ、登記簿は現存しているものの登記簿の所在地に会社は実在せず、代表取締役の居所も不明であった。	－
課題	・当該債権の分類については、事業者の不正により生じた債権であることを根拠として私債権として取り扱ってきたが、債権の性質等から公債権に該当する可能性もあるため、債権の分類についてあらためて確認する必要があること。 ・債権者の現状から実質的に回収不能な債権となっていることから、債権の適切な処理方法について検討する必要があること。	－
改善策	・債権の処理に際しては、債権の分類を明確にする必要があるため、債権回収アドバイザー等に相談し、法的見解について助言を得る。 ・債権の分類について、法的見解等をふまえて整理したうえで、当該債権が債権者の現状から実質的に回収不能な債権となっていることから、債権の処理について早急に債権回収アドバイザー等に相談し、適切に債権の処理をすすめる。	－

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・債権の分類並びに債権処理について債権回収アドバイザーに相談し、公債権として解釈しうることを確認した。 ・当該債権の分類については、他の複数の弁護士にも相談したうえで整理する。	－

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	障がい支援課	債権整理番号（3ケタ）	052	債権名	障がい者福祉作業センター運営費補助金返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	31,238		31,238	120	0	120	31,118	0.4%	0.4%				0	0	－	－	0.4%	0.4%	31,118
平29実績	31,118		31,118	120		120	30,998	0.4%	0.4%				0	0	－	－	0.4%	0.4%	30,998
平30当初目標	30,998		30,998	120		120	30,878	0.4%	0.4%				0	0	－	－	0.4%	0.4%	30,878
平30実績	30,998		30,998	120		120	30,878	0.4%	0.4%				0	0	－	－	0.4%	0.4%	30,878
令元当初目標	30,878	0	30,878	120		120	30,758	0.4%	0.4%				0	0	－	－	0.4%	0.4%	30,758
令元努力目標	30,878		30,878	120	27,828	27,948	2,930	0.4%	90.5%				0	0	－	－	0.4%	90.5%	2,930
令2当初目標	2,930		2,930	120		120	2,810	4.1%	4.1%				0	0	－	－	4.1%	4.1%	2,810

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数							2			2				1				1	3
過年度	残高							3,050			3,050				27,828				27,828	30,878
現年度	件数										0								0	0
現年度	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	3 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	3
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	30,878

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・整理債権については、破産による免責決定があるため徴収を見込んでいない。 ・回収債権については、年度当初に納付指示を行うも、法人の収支状況が依然として悪く、また、他にも障がい福祉サービス費・移動支援費にかかる返還金があり一括納付が困難なため、分割による納付となる。	
取組実績	・整理債権については、破産による免責決定があるため徴収を見込んでいない。 ・回収債権については、分納額の増加を促し、納付期限短縮を指示するも、法人の収支状況が依然として悪く、また、他にも障がい福祉サービス費・移動支援費にかかる返還金があり一括納付が困難な状況。	
課題	・整理債権については、今年度中に消滅時効の到達（令和元年6月17日）することから、手続きが必要。	
改善策	・回収債権については、納付額の増額等を促し、早期の完納を目指す。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・整理債権については、消滅時効の到達に伴い、事務処理をしていく。 ・回収債権については、納付額の増額等により、早期の完納を目標に納付依頼をしていく。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	高齢福祉課（在宅サービス事業担当）	債権整理番号（3ケタ）	056・057	債権名	高齢者ケア付き住宅入居者負担金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アーイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アーカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コース	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	590		590	19		19	571	3.2%	3.2%	442	390		390	52	88.2%	88.2%	39.6%	39.6%	623
平29実績	623	−5	628	57		52	571	9.1%	8.3%	496	491		491	5	99.0%	99.0%	48.8%	48.5%	576
平30当初目標	328		328	50	278	328	0	15.2%	100.0%	509	509		509	0	100.0%	100.0%	66.8%	100.0%	0
平30実績	576		576	5		5	571	0.9%	0.9%	465	446		446	19	95.9%	95.9%	43.3%	43.3%	590
令元当初目標			0			0	0	ー	ー	509	509		509	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令元努力目標	590		590	19		19	571	3.2%	3.2%	492	492		492	0	100.0%	100.0%	47.2%	47.2%	571
令2当初目標	571		571		72	72	499	0.0%	12.6%	492	492		492	0	100.0%	100.0%	46.3%	53.1%	499

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③ー C	③ー D	③ー E、F	③ー G	①	②ー A		②ー B	③ー H	回収債権 ①〜⑨ 計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩〜⑯ 計	合計 ①〜⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0					17		106	123	123
過年度	残高										0					72		499	571	571
現年度	件数	4									4								0	4
現年度	残高	19									19								0	19

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	8 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	127
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	590

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	現住所確認等の調査に基づき、債務者が確定した債権について、徴収可能である債権は分納誓約を交わすなど納付勧奨を行う。 また、時効年限を経過した債権が多くあることから、必要に応じて整理に向けた検討を行う。	迅速かつ的確に債務者への接触を行うなど、引き続き新たな未収金を発生させない取組を徹底する。
取組実績	・前年度に発生した未収金について、早期に回収ができた。 ・消滅時効期間経過直前のものについて、複数回家庭訪問し、交渉を行った。	納付の遅れている入居者（債務者）に対して随時連絡し、速やかな収納に取り組んだ。
課題	徴収停止したもの・時効年限を経過したものについて、十分な整理ができなかった。	―
改善策	市債権管理・回収アドバイザーへの相談等により進める。	―

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・前年度に発生した未収金については、速やかに債務者に接触し、全額回収に取り組む。 ・徴収停止したもの・時効年限を経過したものについて、それぞれに応じた適切な債権管理処理を行う。	迅速かつ的確に債務者への接触を行うなど、引き続き新たな未収金を発生させない取組を徹底する。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	高齢福祉課（在宅サービス事業担当）	債権整理番号（3ケタ）	058・059	債権名	高齢者住宅整備資金貸付金・高齢者住宅整備資金貸付金（元金収入）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	1,149		1,149	45		45	1,104	3.9%	3.9%	22,457	1,643		1,643	20,814	7.3%	7.3%	7.2%	7.2%	21,918
平29実績	21,918		21,918	1,478		1,478	20,440	6.7%	6.7%				0	0	－	－	6.7%	6.7%	20,440
平30当初目標	19,322		19,322	2,097		2,097	17,225	10.9%	10.9%				0	0	－	－	10.9%	10.9%	17,225
平30実績	20,440		20,440	1,279		1,279	19,161	6.3%	6.3%				0	0	－	－	6.3%	6.3%	19,161
令元当初目標	17,225		17,225	1,977		1,977	15,248	11.5%	11.5%				0	0	－	－	11.5%	11.5%	15,248
令元努力目標	19,161		19,161	1,452		1,452	17,709	7.6%	7.6%				0	0	－	－	7.6%	7.6%	17,709
令2当初目標	17,709		17,709	1,340		1,340	16,369	7.6%	7.6%				0	0	－	－	7.6%	7.6%	16,369

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数						9	3		12	24							4	4	28
	残高						4,241	3,071		7,187	14,499							4,662	4,662	19,161
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	28 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	28
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	19,161

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・分納中の者については、履行が途切れないように管理し、履行が遅滞している場合は、履行を確実に行うよう催告する。 ・分納後不履行のもの及び時効年限を経過したものについて、調査、整理を行う。	―
取組実績	・連絡が取れている債務者のうち、分納中の者について、履行が途切れないように注意・管理し、履行遅滞の者については、適宜催告を行った。 ・分納不履行のもの及び時効年限を経過したものについて、一部、整理したが、調査が必要なものについて、調査実施まで至らなかった。	―
課題	現住所確認等の調査を行い、整理するものがある。	―
改善策	現住所確認等の調査を早期に行い、調査結果に基づき、催告の再開、債権整理など、債務者に応じた対応を行う。	―

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・分納中の者については、履行が途切れないように管理し、履行が遅滞している場合は、履行を確実に行うよう催告する。 ・分納後不履行のもの及び時効年限を経過したものについて、調査、整理を行う。	―

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局高齢者施策部	課・担当	高齢福祉課	債権整理番号（3ケタ）	061	債権名	老人福祉施設徴収金	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	35,808	−957	36,765	6,703	895	6,641	29,167	18.2%	18.5%	464,098	458,859		458,859	5,239	98.9%	98.9%	93.0%	93.1%	34,406
平29実績	34,406	410	33,996	4,703	1,360	6,473	27,933	13.8%	18.8%	474,118	461,334		461,334	12,784	97.3%	97.3%	91.7%	92.0%	40,717
平30当初目標	30,819		30,819	8,719	1,654	10,373	20,446	28.3%	33.7%	481,295	475,519		475,519	5,776	98.8%	98.8%	94.6%	94.9%	26,222
平30実績	40,717	1	40,716	5,279	57	5,337	35,380	13.0%	13.1%	478,288	467,490		467,490	10,798	97.7%	97.7%	91.1%	91.1%	46,178
令元当初目標	26,222		26,222	7,519		7,519	18,703	28.7%	28.7%	478,148	472,410		472,410	5,738	98.8%	98.8%	95.2%	95.2%	24,441
令元努力目標	46,178		46,178	7,519		7,519	38,659	16.3%	16.3%	478,148	472,410		472,410	5,738	98.8%	98.8%	91.5%	91.5%	44,397
令2当初目標	44,397		44,397	7,519		7,519	36,878	16.9%	16.9%	478,148	472,410		472,410	5,738	98.8%	98.8%	91.8%	91.8%	42,616

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③ー C	③ー D	③ー E、F	③ー G	①	②ー A		②ー B	③ー H	回収債権 ①～⑨ 計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	1	66	3			17	14	6	9	116		3		2	5	1	2	13	129
	残高	140	16,748	3,956			4,590	4,672	1,619	1,596	33,321		176		33	1,706	39	105	2,059	35,380
現年度	件数	6	46	2			1		2		57						1		1	58
	残高	483	9,210	723			74		261		10,751						47		47	10,798

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 149 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	187
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	46,178

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・各区保健福祉センター担当者説明会を開催し、迅速・適切に債権管理ができるよう支援を行う。 ・各区より定期的に未収金管理状況の報告を定期的に未収金管理状況を報告させる。 ・未収金管理報告書には、各債務者に対する対応内容を個別に記入することとなっているため、それぞれの債務者への対応方法について的確な助言・支援を行うよう努める。 ・納付交渉に応じない債務者については、支払督促の措置を講ずるなどの検討を行っている。	・各区保健福祉センター担当者説明会を開催し、迅速・適切に債権管理ができるよう支援を行う。 ・各区より定期的に未収金管理状況の報告を定期的に未収金管理状況を報告させる。 ・未収金管理報告書には、各債務者に対する対応内容を個別に記入することとなっているため、それぞれの債務者への対応方法について的確な助言・支援を行うよう努める。 ・納付交渉に応じない債務者については、支払督促の措置を講ずるなどの検討を行っている。 ・新規措置者や費用徴収金の年度更新の際に口座振替を推奨し、口座振替の利用率向上に努める。
取組実績	・上記の内容を実施した。	・上記の内容を実施した。
課題	・老人福祉施設徴収金については、「措置」実施により発生するものであり、措置する際に「経済的理由」に該当する者が対象となってくるため、低所得者が多く徴収金を納付することができなくなることがある。	・老人福祉施設徴収金については、「措置」実施により発生するものであり、措置する際に「経済的理由」に該当する者が対象となってくるため、低所得者が多く徴収金を納付することができなくなることがある。
改善策	・口座振替の推奨により、現年度の未収金が発生しないように努めるとともに法的措置を含めた検討を進める。	・口座振替の推奨により、現年度の未収金が発生しないように努めるとともに法的措置を含めた検討を進める。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	引き続き、 ・各区保健福祉センター担当者説明会を開催し、迅速・適切に債権管理ができるよう支援を行う。 ・各区より定期的に未収金管理状況の報告を定期的に未収金管理状況を報告させる。 ・未収金管理報告書には、各債務者に対する対応内容を個別に記入することとなっているため、それぞれの債務者への対応方法について的確な助言・支援を行うよう努める。 ・納付交渉に応じない債務者については、支払督促の措置を講ずるなどの検討を行なう。	引き続き、 ・各区保健福祉センター担当者説明会を開催し、迅速・適切に債権管理ができるよう支援を行う。 ・各区より定期的に未収金管理状況の報告を定期的に未収金管理状況を報告させる。 ・未収金管理報告書には、各債務者に対する対応内容を個別に記入することとなっているため、それぞれの債務者への対応方法について的確な助言・支援を行うよう努める。 ・納付交渉に応じない債務者については、支払督促の措置を講ずるなどの検討を行なう。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	高齢福祉課（在宅サービス事業担当）	債権整理番号（3ケタ）	062	債権名	大阪市介護用品支給事業返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アーイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アーカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コース	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績			0			0	0	ー	ー	582	256		256	326	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%	326
平29実績	326		326	42		42	284	12.9%	12.9%	290	290		290	0	100.0%	100.0%	53.9%	53.9%	284
平30当初目標	248		248	44		44	204	17.7%	17.7%				0	0	ー	ー	17.7%	17.7%	204
平30実績	284		284	25		25	259	8.8%	8.8%	155	155		155	0	100.0%	100.0%	41.0%	41.0%	259
令元当初目標	204		204	42		42	162	20.6%	20.6%				0	0	ー	ー	20.6%	20.6%	162
令元努力目標	259		259	42		42	217	16.2%	16.2%				0	0	ー	ー	16.2%	16.2%	217
令2当初目標	217		217	19		19	198	8.8%	8.8%				0	0	ー	ー	8.8%	8.8%	198

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数		2							2	4									0	4
	残高		149							110	259									0	259
現年度	件数										0									0	0
	残高										0									0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	4 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	4
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	259

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分納中の債務者については履行が途切れないように注意し、分納誓約・履行延期の特約に至っていない債務者については引き続き納付交渉を行う。	―
取組実績	・全債務者に対し、四半期ごとに、催告書の送付及び電話により、催告を行った。 ・一部の債務者については、区役所窓口での納付交渉を行った。	返還事由発生後、速やかに債務者に接触し、早期に債権回収することができた。
課題	分納誓約等に至っていない。	―
改善策	継続して納付交渉を行いつつ、他の回収方法を検討。	―

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・過去に分納していた者については、再度、分納により回収できるよう取り組む。 ・継続して納付交渉を行いつつ、市債権管理・回収アドバイザーへの相談等により他の回収方法を検討していく。	―

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	高齢福祉課（在宅サービス事業担当）	債権整理番号（3ケタ）	063	債権名	在日外国人高齢者給付金返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	2,391	1	2,390	200		201	2,190	8.4%	8.4%	50	50		50	0	100.0%	100.0%	10.2%	10.3%	2,190
平29実績	2,190		2,190	260		260	1,930	11.9%	11.9%	40	40		40	0	100.0%	100.0%	13.5%	13.5%	1,930
平30当初目標	1,900		1,900	190		190	1,710	10.0%	10.0%				0	0	－	－	10.0%	10.0%	1,710
平30実績	1,930		1,930	150		150	1,780	7.8%	7.8%	90	50		50	40	55.6%	55.6%	9.9%	9.9%	1,820
令元当初目標	1,710		1,710	160		160	1,550	9.4%	9.4%				0	0	－	－	9.4%	9.4%	1,550
令元努力目標	1,820	−60	1,880	160		100	1,720	8.5%	5.5%				0	0	－	－	8.5%	5.5%	1,720
令2当初目標	1,720		1,720	160		160	1,560	9.3%	9.3%				0	0	－	－	9.3%	9.3%	1,560

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数			1			1				2								0	2
	残高			940			840				1,780								0	1,780
現年度	件数		1								1								0	1
	残高		40								40								0	40

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	3 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	3
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1,820

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	債務者はいずれも高齢の非課税世帯であり、聞取り調査等の結果、返還資力が乏しいことが見込まれるため、全債務者について、分納の履行が途切れないように管理する。	―
取組実績	債務者2名のうち、1名は分納継続できた。もう1名は死亡したため、住民票を公用請求し世帯状況を確認した。	返還事由発生後、速やかに債務者へ返還請求し、債務者2名のうち、1名は早期に全額回収できた。 もう1名に対しては、返還期限後速やかに督促状を発出し、また、催告書の発出も行った。
課題	―	―
改善策	―	―

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・分納中の者について、分納の履行が途切れないように管理する。 ・催告中の者について、家庭訪問による接触を図り、早期回収に努める。 ・死亡した者について、国籍が外国籍のため、相続に関し、市債権管理・回収アドバイザーへの相談等を行い、適切な債権管理の処理を行う。	―

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局高齢者施策部	課・担当	高齢福祉課	債権整理番号（3ケタ）	073	債権名	老人福祉施設徴収金(延滞金)	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	21		21	21		21	0	100.0%	100.0%	116	116		116	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
平29実績	0		0			0	0	―	―	343	192		192	151	56.0%	56.0%	56.0%	56.0%	151
平30当初目標			0			0	0	―	―				0	0	―	―	―	―	0
平30実績	151		151	24		24	127	15.9%	15.9%	61			0	61	0.0%	0.0%	11.3%	11.3%	188
令元当初目標			0			0	0	―	―				0	0	―	―	―	―	0
令元努力目標	188		188	61		61	127	32.4%	32.4%				0	0	―	―	32.4%	32.4%	127
令2当初目標	127		127	127		127	0	100.0%	100.0%				0	0	―	―	100.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③ー C	③ー D	③ー E、F	③ー G	①	②ー A		②ー B	③ー H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、分割納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数									2	2								0	2
	残高									127	127								0	127
現年度	件数		5								5								0	5
	残高		61								61								0	61

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 **8** 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	7
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	188

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・各区保健福祉センター担当者説明会を開催し、迅速・適切に債権管理ができるよう支援を行う。 ・各区より定期的に未収金管理状況の報告を定期的に未収金管理状況を報告させる。 ・未収金管理報告書には、各債務者に対する対応内容を個別に記入することとなっているため、それぞれの債務者への対応方法について的確な助言・支援を行うよう努める。 ・納付交渉に応じない債務者については、支払督促の措置を講ずるなどの検討を行っている。	・各区保健福祉センター担当者説明会を開催し、迅速・適切に債権管理ができるよう支援を行う。 ・各区より定期的に未収金管理状況の報告を定期的に未収金管理状況を報告させる。 ・未収金管理報告書には、各債務者に対する対応内容を個別に記入することとなっているため、それぞれの債務者への対応方法について的確な助言・支援を行うよう努める。 ・納付交渉に応じない債務者については、支払督促の措置を講ずるなどの検討を行っている。 ・新規措置者や費用徴収金の年度更新の際に口座振替を推奨し、口座振替の利用率向上に努める。
取組実績	・上記の内容を実施した。	・上記の内容を実施した。
課題	・老人福祉施設徴収金については、「措置」実施により発生するものであり、措置する際に「経済的理由」に該当する者が対象となってくるため、低所得者が多く徴収金を納付することができなくなることがある。	・老人福祉施設徴収金については、「措置」実施により発生するものであり、措置する際に「経済的理由」に該当する者が対象となってくるため、低所得者が多く徴収金を納付することができなくなることがある。
改善策	・口座振替の推奨により、現年度の未収金が発生しないように努めるとともに法的措置を含めた検討を進める。	・口座振替の推奨により、現年度の未収金が発生しないように努めるとともに法的措置を含めた検討を進める。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	引き続き、 ・各区保健福祉センター担当者説明会を開催し、迅速・適切に債権管理ができるよう支援を行う。 ・各区より定期的に未収金管理状況の報告を定期的に未収金管理状況を報告させる。 ・未収金管理報告書には、各債務者に対する対応内容を個別に記入することとなっているため、それぞれの債務者への対応方法について的確な助言・支援を行うよう努める。 ・納付交渉に応じない債務者については、支払督促の措置を講ずるなどの検討を行なう。	引き続き、 ・各区保健福祉センター担当者説明会を開催し、迅速・適切に債権管理ができるよう支援を行う。 ・各区より定期的に未収金管理状況の報告を定期的に未収金管理状況を報告させる。 ・未収金管理報告書には、各債務者に対する対応内容を個別に記入することとなっているため、それぞれの債務者への対応方法について的確な助言・支援を行うよう努める。 ・納付交渉に応じない債務者については、支払督促の措置を講ずるなどの検討を行なう。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	高齢福祉課	債権整理番号（3ケタ）	074	債権名	老人福祉施設整備資金貸付金償還金（元金）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	－

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
平29実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	54,138	0	0	0	54,138	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54,138
平30当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30実績	54,138	0	54,138	0	0	0	54,138	0.0%	0.0%	54,138	0	0	0	54,138	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	108,276
令元当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	108,276	0	108,276	55,432	0	55,432	52,844	51.2%	51.2%	26,916	26,916	0	26,916	0	100.0%	100.0%	60.9%	60.9%	52,844
令2当初目標	52,844	0	52,844	24,000	0	24,000	28,844	45.4%	45.4%	26,916	26,916	0	26,916	0	100.0%	100.0%	63.8%	63.8%	28,844

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		2								2								0	2
	残高		54,138								54,138								0	54,138
現年度	件数		2								2								0	2
	残高		54,138								54,138								0	54,138

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 2 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	4
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	108,276

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	継続した納付交渉を行うとともに、あらゆる方策を検討し債権回収に努める	―
取組実績	・平成30年12月に両法人への立入調査を実施し、財務状況の把握を行った ・継続した納付交渉を行うとともに、有識者の意見をいただきながら、あらゆる債権回収方策を検討した	継続した納付交渉を行うとともに、有識者の意見をいただきながら、あらゆる債権回収方策を検討した
課題	・法人より償還計画変更等の申出（分納や繰延）の申出があったため、現在、分納や繰延の必要性を示す書類の提出を求めている ・提出された書類の審査を行うとともに、有識者の意見をいただきながら、今後の債権回収方策を策定する必要がある	同左
改善策	―	―

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・法人より償還計画変更等の申出（分納や繰延）の申出があったため、現在、弁護士の意見を踏まえながら、分納や繰延の必要性を示す書類の提出を求めている ・提出された書類の審査を行うとともに、有識者の意見をいただきながら、今後の債権回収方策を策定する必要がある	同左

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	高齢福祉課	債権整理番号（3ケタ）	075	債権名	老人福祉施設整備資金貸付金償還金（利子）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	－

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
平29実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	8,111	0	0	0	8,111	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8,111
平30当初目標		0	0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30実績	8,111	0	8,111	0	0	0	8,111	0.0%	0.0%	6,892	0	0	0	6,892	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15,003
令元当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	15,003	0	15,003	8,523	0	8,523	6,480	56.8%	56.8%	5,673	5,673		5,673	0	100.0%	100.0%	68.7%	68.7%	6,480
令2当初目標	6,480	0	6,480	4,093	0	4,093	2,387	63.2%	63.2%	5,135	5,135	0	5,135	0	100.0%	100.0%	79.4%	79.4%	2,387

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		2								2								0	2
	残高		8,111								8,111								0	8,111
現年度	件数		2								2								0	2
	残高		6,892								6,892								0	6,892

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 **2** 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	4
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	15,003

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	継続した納付交渉を行うとともに、あらゆる方策を検討し債権回収に努める	―
取組実績	・平成30年12月に両法人への立入調査を実施し、財務状況の把握を行った ・継続した納付交渉を行うとともに、有識者の意見をいただきながら、あらゆる債権回収方策を検討した	継続した納付交渉を行うとともに、有識者の意見をいただきながら、あらゆる債権回収方策を検討した
課題	・法人より償還計画変更等の申出（分納や繰延）の申出があったため、現在、分納や繰延の必要性を示す書類の提出を求めている ・提出された書類の審査を行うとともに、有識者の意見をいただきながら、今後の債権回収方策を策定する必要がある	同左
改善策	―	―

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・法人より償還計画変更等の申出（分納や繰延）の申出があったため、現在、弁護士の意見を踏まえながら、分納や繰延の必要性を示す書類の提出を求めている ・提出された書類の審査を行うとともに、有識者の意見をいただきながら、今後の債権回収方策を策定する必要がある	同左

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	高齢福祉課（在宅サービス事業担当）	債権整理番号（3ケタ）	100	債権名	日常生活用具給付（高齢者）用具代相当額返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平29実績			0			0	0	－	－	163			0	163	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	163
平30当初目標	0		0	0		0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30実績	163		163			0	163	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	163
令元当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	163		163	54		54	109	33.1%	33.1%				0	0	－	－	33.1%	33.1%	109
令2当初目標	109		109	72		72	37	66.1%	66.1%				0	0	－	－	66.1%	66.1%	37

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		1								1								0	1
	残高		163								163								0	163
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	163

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	早期の債権回収に向け、債務者（1名）に対し、引き続き積極的に納付交渉を行う。	―
取組実績	納付交渉を行いつつ、債権回収にあたってリスク審査を実施した。	―
課題	―	―
改善策	―	―

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	納付交渉を行いつつ、債権回収にあたってリーガルサポーターへの相談を実施する。	―

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	高齢者施策部 介護保険課	債権整理番号（3ケタ）	064	債権名	介護保険料	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	2,186,570	12,331	2,174,239	355,213	727,639	1,095,183	1,091,387	16.3%	50.1%	47,517,033	46,448,394	0	46,448,394	1,068,639	97.8%	97.8%	94.2%	95.7%	2,160,026
平29実績	2,160,026	9,094	2,150,932	377,583	734,422	1,121,099	1,038,927	17.6%	51.9%	48,095,435	47,141,397	0	47,141,397	954,038	98.0%	98.0%	94.6%	96.0%	1,992,965
平30当初目標	1,915,715	13,528	1,902,187	311,959	839,507	1,164,994	750,721	16.4%	60.8%	56,464,296	55,335,010	0	55,335,010	1,129,286	98.0%	98.0%	95.3%	96.8%	1,880,007
平30実績	1,992,965	14,208	1,978,757	319,831	713,353	1,047,392	945,573	16.2%	52.6%	56,865,100	55,894,596	0	55,894,596	970,504	98.3%	98.3%	95.5%	96.7%	1,916,077
令元当初目標	1,880,007	13,394	1,866,613	306,125	843,705	1,163,224	716,783	16.4%	61.9%	56,916,010	55,777,690	0	55,777,690	1,138,320	98.0%	98.0%	95.4%	96.8%	1,855,103
令元努力目標	1,916,077	11,878	1,904,199	307,819	717,633	1,037,330	878,747	16.2%	54.1%	57,433,751	56,285,076	0	56,285,076	1,148,675	98.0%	98.0%	95.4%	96.6%	2,027,422
令2当初目標	2,027,422	11,727	2,015,695	325,752	852,572	1,190,051	837,371	16.2%	58.7%	57,893,221	56,735,357	0	56,735,357	1,157,864	98.0%	98.0%	95.2%	96.7%	1,995,235

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権									回収債権①～⑨計	整理債権								整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	0	1,507	0	284	487	0	0	0	2,278	0	11,320	0	0	0	2,428	43,876	57,624	59,902
	残高	0	0	249,101	0	1,889	2,803	0	0	0	253,793	0	42,298	0	0	0	420,111	229,371	691,780	945,573
現年度	件数	0	0	2,122	0	289	296	0	0	0	2,707	0	10,207	0	0	0	1,917	0	12,124	14,831
	残高	0	0	484,142	0	2,423	2,234	0	0	0	488,799	0	44,303	0	0	0	437,402	0	481,705	970,504

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	28,810 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	74,733
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1,916,077

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階（非課税層を含む）の滞納者について、財産調査を徹底し、再三の催告にも応じない滞納者に対しては差押を執行するなど厳正に対処することにより滞納保険料の徴収強化を図った。 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督励による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収（年金から介護保険料を徴収）が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付督励を行った。 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策については、第1次対策期間の取組みを7月から10月、第2次対策期間の取組を11月から2月中旬、第3次対策期間の取組を2月下旬から5月中旬にかけて実施し、各区において早期滞納者及び一定額以上の高額滞納者を中心として納付督励文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図った。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図った。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、保険料賦課の削減を行った。 ⑤課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施 給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。	過年度とあわせた取り組みを行っているため、過年度を参照。
取組実績	※取組は過年度・現年度あわせて行っているため、実績は過年度・現年度合わせたもの。 ①【平成31年3月末実績】 ・財産調査件数 557，400件 ・差押実施件数 512件（金額35，361千円） ②【平成31年3月末実績】 341，240千円 ③収納額については未集計 ④【平成31年3月末実績】 資格の適正化による調定削減額 44，461千円 ⑤ 【平成31年3月末実績】・納付催告 264件 ・国税徴収法141条に基づく照会 14件	過年度とあわせた取り組みを行っているため、実績は過年度を参照。
課題	②について、65歳年齢到達者は就労等により平日日中は不在であることが多く、接触率が他の年齢層にくらべ下がる。また、介護保険制度では65歳年齢到達により自動的に第1号被保険者となるため、連絡先電話番号を把握していない場合が多い。その場合は、直接訪問しての督励となるため、電話での督励に比べ効率が下がる。	過年度とあわせた取り組みを行っているため、過年度を参照。
改善策	①早期滞納者を中心に、最終催告書等の発送を強化し、更なる徴収強化を図っている。 ②平日日中不在者へは、夜間や休日の納付督励を重点的に行った。 連絡先電話番号を把握していない被保険者については、国民健康保険担当で把握している電話番号を活用して、被保険者との接触の機会の増加を図った。	過年度とあわせた取り組みを行っているため、過年度を参照。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階（非課税層を含む）の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図る。 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督励による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収（年金から介護保険料を徴収）が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付督励を行う。 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督励文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図う。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。 ⑤課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施 給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。	過年度とあわせた取り組みを行っているため、過年度を参照。

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（<u>未収金残高1億円以上の債権のみ</u>）　※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市 19 位

② 過年度徴収率　大阪市 17.6% ／ 政令指定都市平均 17.6%　現年度徴収率　大阪市 98.0% ／ 政令指定都市平均 98.8%　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市 94.6% ／ 政令指定都市平均 96.5%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	高齢者施策部 介護保険課	債権整理番号（3ケタ）	065	債権名	介護保険料誤還付による返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	3,530	0	3,530	0	0	0	3,530	0.0%	0.0%	22	22	0	22	0	100.0%	100.0%	0.6%	0.6%	3,530
平29実績	3,530	0	3,530	49	0	49	3,481	1.4%	1.4%	26	26	0	26	0	100.0%	100.0%	2.1%	2.1%	3,481
平30当初目標	3,530	0	3,530	0	0	0	3,530	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	―	―	0.0%	0.0%	3,530
平30実績	3,481	0	3,481	0	0	0	3,481	0.0%	0.0%	32	14	0	14	18	43.8%	43.8%	0.4%	0.4%	3,499
令元当初目標	3,530	0	3,530	0	0	0	3,530	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	―	―	0.0%	0.0%	3,530
令元努力目標	3,499	0	3,499	18	0	18	3,481	0.5%	0.5%	0	0	0	0	0	―	―	0.5%	0.5%	3,481
令2当初目標	3,481	0	3,481	0	0	0	3,481	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	―	―	0.0%	0.0%	3,481

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権									回収債権①～⑨計	整理債権								整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	12	0	535	547	549
	残高	0	0	15	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	96	0	3,370	3,466	3,481
現年度	件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	残高	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 **550** 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	550
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	3,499

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	なし	①誤還付返還金を発生させないための方策 　昨年度に引き続き誤還付発生防止事務（日本年金機構との連携により、遺族に還付することが決定した時点で保険料の還付を行う方式）を実施し、誤還付の発生防止に努めた。 ②誤還付発生時の速やかな対応及び丁寧な説明による徴収 　万一、誤還付が生じた場合には、区において速やかに債務者へ連絡をとり、丁寧な事情説明を実施する。また、発生判明時から納入通知書の発送までの期間を短縮し、できるだけ短い期間で対応を終了することに努めた。
取組実績	なし	誤還付発生額　32，300円 徴収額　　13，600 円
課題	誤還付が発生してから相当年数経過しており、勧奨を行っても納付に結び付けることが非常に困難。 また、時効が経過している返還金が大半であるが、私債権のため、債権放棄するための調査を行う必要があるが、現在の体制では非常に難しい状況である。	【誤還付の主な発生理由】 年金特徴されていた被保険者が市外転出したことにより還付が発生した場合、通常の還付と同様に本人宛還付通知を行うが、転出直後に死亡した場合に死亡の事実を大阪市としてつかむことが困難。 還付通知書同封ビラに死亡している場合は連絡をするよう周知しているが、遺族より知らされることなく被保険者本人等の名・口座で請求された場合は、気づくことなく還付してしまう。その後年金保険者より還付請求があって誤還付であると判明する。 また、区役所において、死亡の事実をつかんでいても、確認漏れにより遺族へ還付してしまう事象も発生している。
改善策	債権放棄に向けて、調査を少しづつでも行えるよう検討していく。	市外転出者への還付通知の際の周知の徹底及び区役所における適正な事務処理の徹底。

5．令和元年度の取組内容　（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	徴収停止の実施 債権放棄に向けて、調査を行えるよう検討する。	①誤還付返還金を発生させないための方策 　昨年度に引き続き誤還付発生防止事務（日本年金機構との連携により、遺族に還付することが決定した時点で保険料の還付を行う方式）を実施し、誤還付の発生防止に努める。 ②誤還付発生時の速やかな対応及び丁寧な説明による徴収 　万一、誤還付が生じた場合には、区において速やかに債務者へ連絡をとり、丁寧な事情説明を実施する。また、発生判明時から納入通知書の発送までの期間を短縮し、できるだけ短い期間で対応を終了することに努める。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	介護保険課保険給付グループ	債権整理番号（3ケタ）	066、076	債権名	保険給付費不正利得返還金及び加算金	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア＝前年度のテ	イ	ウ＝アｰイ	エ	オ	カ＝イ＋エ＋オ	キ＝アｰカ	ク＝エ÷ウ	ケ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス＝サ＋シ	セ＝コｰス	ソ＝サ÷コ	タ＝ス÷コ	チ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ＝キ＋セ
平28実績	164,097	0	164,097	9,157	40,348	49,505	114,592	5.6%	30.2%	55,922	20,607	0	20,607	35,315	36.8%	36.8%	13.5%	31.9%	149,907
平29実績	149,907	0	149,907	5,500	5,938	11,438	138,469	3.7%	7.6%	92,605	91,006	0	91,006	1,599	98.3%	98.3%	39.8%	42.2%	140,068
平30当初目標	122,303	0	122,303	6,914	2,704	9,618	112,685	5.7%	7.9%	55,922	55,922	0	55,922	0	100.0%	100.0%	35.3%	36.8%	112,685
平30実績	140,068	−18,451	158,519	24,775	5,207	11,531	128,537	15.6%	8.2%	40,071	32,873	358	33,231	6,840	82.0%	82.9%	29.0%	24.8%	135,377
令元当初目標	112,685	0	112,685	6,914	0	6,914	105,771	6.1%	6.1%	55,922	55,922	0	55,922	0	100.0%	100.0%	37.3%	37.3%	105,771
令元努力目標	135,377	0	135,377	18,572	0	18,572	116,805	13.7%	13.7%	40,071	32,864	0	32,864	7,207	82.0%	82.0%	29.3%	29.3%	124,012
令2当初目標	124,012	0	124,012	14,726	0	14,726	109,286	11.9%	11.9%	40,071	32,864	0	32,864	7,207	82.0%	82.0%	29.0%	29.0%	116,493

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		1,560				5	6			1,571		1					1	2	1,573
	残高		16,949				26,756	74,627			118,332		8,971					1,234	10,205	128,537
現年度	件数		355								355								0	355
	残高		6,840								6,840								0	6,840

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 1,878 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1,928
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	135,377

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】【保険給付費不当利得返還金】 ・弁護士等専門家に助言を仰ぎつつ、引き続き納付交渉等、適切に対応していく。 ・財産調査、滞納処分等を行うも時効が到来した債権については、適切に不納欠損処理をすすめる。	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】 ・返還金が発生した場合は、当該事業所に一括納付をさせてるよう納付交渉を行う。 ・一括納付が困難な事業所においては、必要に応じて分割納付を行うなどの納付交渉を行う。 納付相談等にも応じない事業所の場合は、財産調査を行いながら、差押等の強制徴収を行う。 特に悪質な事業所については、指定・指導グループとも連携し、刑事告訴等の法的な手段も視野に入れて対応していく。 ・不正発覚から処分決定までの間、当該事業所の介護給付費の審査支払については、一旦保留する。 なお、本市への返還金が発生する場合は、介護給付費の支払い先を当該事業所ではなく、本市に変更する。 【保険給付費不当利得返還金】 ・返還金が発生した場合は、当該事業所に一括納付をさせてるよう納付交渉を行う。 ・被保険者の高額介護サービス費等返還金については、翌月以降の高額介護サービス費との調整を行うよう取り組む。
取組実績	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】 ・一部債務者については、粘り強い納付交渉により、少しずつではあるが分割納付させることができた。	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】 ・速やかに納付交渉を行い、収入済のもの。 事業所 【3件 6,620,379円】 ・現在納付交渉を行っているもの及び一括納付が困難な事業所であり、分割納付を含めて交渉を行っているもの。 事業所 【2件 6,046,654円】 【保険給付費不当利得返還金】 ・速やかに納付交渉を行い、収入済のもの。 事業所 【17件14,319,532円】 被保険者 【6,733件11,933,410円】
課題	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】 介護サービス事業者は、不正による指定取消によって事業廃止となる一方、法人に責任財産が皆無であるので不正請求等を行った代表者への支払を求めるしかない。 しかし、その場合、強制徴収ができない。 【保険給付費不当利得返還金】 不当利得返還金は非強制公債権であるため、財産調査等により財産が判明した場合であっても即差押えを執行することができない。 ※裁判所等に訴えを提起する等の手続きを経る必要	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】 訪問介護事業所等は財政基盤が脆弱な零細の事業所がほとんどであり、元々当該法人に支払能力が乏しいところに加えて、 返還金額が多大になった場合は、指定取消となり事業による収入が途絶えることから分割納付等の交渉も困難となる。 【保険給付費不当利得返還金】 不当利得返還金は非強制公債権であるため、財産調査等により財産が判明した場合であっても即差押えを執行することができない。 ※裁判所等に訴えを提起する等の手続きを経る必要
改善策	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】【保険給付費不当利得返還金】 必要に応じて、弁護士等の助言を仰ぎ、適切な対応を行う。	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】【保険給付費不当利得返還金】 必要に応じて、弁護士等の助言を仰ぎ、適切な対応を行う。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】【保険給付費不当利得返還金】 ・弁護士専門家に助言を仰ぎつつ、引き続き納付交渉等、適切に対応していく。 ・分納により返還中の事業所についても、早期での完済となるよう交渉する。 ・財産調査、滞納処分等を行うも、時効が到来した債権については、適切に不納欠損処理をすすめる。	【保険給付費不正利得返還金及び加算金】 ・返還金が発生した場合は、当該事業所に一括納付をさせてるよう納付交渉を行う。 ・一括納付が困難な事業所においては、必要に応じて分割納付を行うなどの納付交渉を行う。 納付相談等にも応じない事業所の場合は、財産調査を行いながら、差押等の強制徴収を行う。 特に悪質な事業所については、指定・指導グループとも連携し、刑事告訴等の法的な手段も視野に入れて対応していく。 ・不正発覚から処分決定までの間、当該事業所の介護給付費の審査支払については、一旦保留する。 なお、本市への返還金が発生する場合は、介護給付費の支払い先を当該事業所ではなく、本市に変更 【保険給付費不当利得返還金】 ・返還金が発生した場合は、当該事業所に一括納付をさせてるよう納付交渉を行う。 ・被保険者の高額介護サービス費等返還金については、翌月以降の高額介護サービス費との調整を行うよう取り組む。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	介護保険課指定指導G	債権整理番号（3ケタ）	067	債権名	介護サービス事業者指定等手数料	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0			0	0	―	―	17,050	16,970		16,970	80	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	80
平29実績	80	0	80	0		0	80	0.0%	0.0%	27,535	27,465		27,465	70	99.7%	99.7%	99.5%	99.5%	150
平30当初目標			0			0	0	―	―				0	0	―	―	―	―	0
平30実績	150	130	20	10		140	10	50.0%	93.3%	35,440	35,440		35,440	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	10
令元当初目標			0			0	0	―	―				0	0	―	―	―	―	0
令元努力目標	10	0	10	0	0	0	10	0.0%	0.0%				0	0	―	―	0.0%	0.0%	10
令2当初目標	10	0	10	0	0	0	10	0.0%	0.0%				0	0	―	―	0.0%	0.0%	10

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0			1					1	1
	残高										0			10					10	10
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	10

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・法人破産手続中案件について、不納欠損処理に向け調整を進める。 【令和元年5月末現在】 未納1件10,000円	・引き続き、納付の無い債権者に対し接触を図り催告を実施する。 【平成30年5月末現在】 未納5件70,000円 （督促状送付2件40,000円、交渉中3件30,000円）
取組実績	破産管財人よりの連絡待ち	電話による督促等を行い未納解消済み。
課題	破産管財人よりの連絡待ちのため特になし	納付がないと指定審査が行えないので審査開始までの督促に努める。
改善策	破産管財人よりの連絡待ちのため特になし	納付状況の進捗管理を頻回に行う。

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・法人破産手続中案件について、不納欠損処理に向け調整を進める。□【令和元年5月末現在】 未納1件10,000円	・現状、未納無し。今後納付の無い債権者が発生次第、接触を図り催告を実施する。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	弘済院管理課	債権整理番号（3ケタ）	078	債権名	弘済院附属病院医療費（自己負担分）等	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	－

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア−イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア−カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ−ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平29実績			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30実績	0	−403	403	31	0	−372	372	7.7%	－	0	0	0	0	0	－	－	7.7%	－	372
令元当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	372	0	372	125	0	125	247	33.6%	33.6%	0	0	0	0	0	－	－	33.6%	33.6%	247
令2当初目標	247	0	247	34	0	34	213	13.8%	13.8%	0	0	0	0	0	－	－	13.8%	13.8%	213

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③−C	③−D	③−E、F	③−G	①	②−A		②−B	③−H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		5	9			1				15							7	7	22
	残高		71	230			34				335							37	37	372
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	13 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	22
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	372

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	－	－
取組実績	平成30年10月末時点で過去の未収金を精査した結果発生した未収金であり、全件平成30年11月1日付けで調定し未収金としている。平成31年1月24付けで納入通知書を送付しており、徴収できていない債権については平成31年3月12日付けで督促状を送付した。平成31年3月12日付けで送付した督促状の内、郵便局の保管期間を経過して返送されたものについては平成31年4月5日付けで再度送付した。	
課題	納入通知書及び督促状が宛先不明で返送されたものがあった。	
改善策	債務者の所在調査をすすめる。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・分納中の債務者については履行が途切れないように注意する。 ・分納に至っていない債務者についても引き続き納付交渉を行う。 ・所在調査・相続人調査をすすめる。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	弘済院管理課	債権整理番号（3ケタ）	082	債権名	弘済院附属病院医療費（地方公務員災害補償基金分）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	－

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平29実績			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30実績			0			0	0	－	－	29	0	0	0	29	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	29
令元当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	29	0	29	29	0	29	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
令2当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0								0	0
過年度	残高										0								0	0
現年度	件数	1									1								0	1
現年度	残高	29									29								0	29

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権：（④→⑤）又は⑥ 又は⑦ 又は⑧ 又は⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫→⑬）｝→⑭｝又は ⑮→⑯

30年度末時点の債務者数	1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	29

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	－	－
取組実績		労働者災害補償保険診療費であり、審査が長引き未収債権となったものである。 令和元年5月15日に支払日について問い合わせたところ審査が終わっていないので6月以降になるとの回答であった。
課題		－
改善策		－

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容		審査が終われば支払われるので取り組むべき内容は特にないと考えるが、審査がさらに長引き年度内の回収が厳しいようであれば状況などを問い合わせる。